平成12年4月1日施行

改正 平成15年8月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市都市計画審議会運営基準(昭和45年1月12日制定)第11の規定に基づき、八王子市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

- 第2条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号に該当するときは、会議を非公開とすることができる。
 - (1) 会議において取り扱う情報が、八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)第8条 各号に該当するとき。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第3条 議長は前条ただし書きに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、 会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

- 第4条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として広報等により会議開催の日の15日前までに公表する。
- 2 前項による公表内容は、会議名、日時、場所、付議予定案件名、傍聴の申込方法及び傍聴者の定 数並びにその他必要な事項とする。

(審議会の傍聴)

- 第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所で傍聴者名簿に所要事項を記入し、傍聴券(第 1号様式(様式略))の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴券の交付手続きは、会議開始の30分前より行う。
- 3 傍聴券の交付については、先着順とする。

(傍聴者の定数)

第6条 傍聴者の定数は、原則40名以内とする。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席)

第8条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 拡声器の類を携帯している者
 - (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (4) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章は除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を 着用又は携帯している者
 - (5) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者(事前に会長の許可を受けた者を除く。)
 - (6) 酒気を帯びている者
 - (7) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

- 第10条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

- 第11条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、これを制止し、その 制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- 2 第2条ただし書の規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱)

- 第12条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定に係わらず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。
- 2 第8条から第11条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。